

地震保険改善へ前進

財務省がPT設置し議論開始

地震保険制度の見直しを検討するため、財務省は4月23日、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム(PT)」を立ち上げ、初会合を開いた。

東日本大震災で自宅が損壊した被災者から相談を受け、た公明党の竹谷とし子参院



竹谷とし子さん

現行の地震保険の損害区分

区分	建物の損害額	支払われる保険金
全損	50%以上	全額
半損	20%以上 50%未満	半額
一部損	3%以上 20%未満	5%

議員が提案していたもの。PTでは、保険金の支払

い基準となる建物の「損害区分」の細分化や、今後予想される大震災にも耐えられる制度の設計などを検討、秋ごろをめどに具体案をまとめる予定だ。

現行の地震保険の損害区分では、保険金の支払額が①「全損」(建物の損害額が50%以上)で全額②「半損」(同20%以上50%未満)で半額③「一部損」(同3%以上20%未満)で5%

と定められている。損害区分が三つしかないため、被害の実情に合った支

援を受けられない事態が発生。特に半損と一部損では支払額に10倍の差があり、被災者から改善を求める声が上がっていた。

竹谷さんは3月28日の参院財政金融委員会、地震保険の見直しを進めるべきと強調。その上で「体制として検討の場ができていないのでは」と指摘し、検討機関の設置を訴えた。

安住淳財務相は「専門家、有識者などから意見を聞く場を設けて、必要な見直しなど、検討を行っていきたい」と答えていた。

公明
党